教育長定例記者会見記録（令和８年 10 月 23 日（金）13:00～13:30）

【10 ページの教育長の発言を、次のとおり訂正します】
誤）（私立高校の専願率が）高くなっています。（数字上も）出ています。
正）全日制志願者に占める県内公立高校全日制志願率が落ちてきていることから、私立の専願率が高くなっていると推測できるのではないかと思います。

〇報告事項
教育委員会 10 月定例会について

〇質問項目
１　県立高松北中学校の事案について
２　令和９年度における県立学校の生徒及び幼児の定員について
３　令和９年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目について
４　香川県学校支援チーム（Ｄ―ＥＳＴかがわ）の設置について
５　令和８年度香川県学習状況調査の結果について

司会）
　それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。
　まず、本日開催いたしました教育委員会 10 月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告をさせていただきます。

教育長）
　今日の教育委員会 10 月定例会の内容をご説明いたします。議案が３件、その他報告事項が５件でございました。
　議案第３号から、その他事項の４件目までにつきましては、お手元に資料配布しております。また、その他事項の５件目については、10 月 20 日に資料提供しております。

　まず、議案３件についてご説明します。
　議案第１号は、令和８年 11 月香川県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく知事からの意見聴取に対し、異議が無い旨の回答を行うものでございます。

　議案第２号は、令和９年４月の公立学校教職員人事異動基本方針について、ご審議いただいたものであります。
　11 月上旬に、この基本方針に加え、各市町教育委員会教育長及び各小中学校長には、「市町（学校組合）立小中学校教職員人事異動の基本的な考え方」を、各県立学校長には、「県立学校教職員人事異動の基本的な考え方」を併せて通知することとしてございます。

議案第３号は、令和９年度における県立学校の生徒及び幼児の定員についてでございます。この件については、この会見の後に、高校教育課長からご説明させていただきますが、令和９年度の入学定員、並びに県立特別支援学校における幼稚部及び高等部の定員について決定いたしました。

続いて、その他報告事項５件でございます。

１件目は、香川県学校支援チーム（Ｄ－ＥＳＴかがわ）の設置についてであります。

教職員で構成する「香川県学校支援チーム（Ｄ－ＥＳＴかがわ）」の設置について報告いたしました。今年６月に学校の教職員や事務局職員を対象に志望者を募って、15 名の教職員をチーム員として登録した上で、７月から今月にかけて、防災上の知識のほか、意識すべき心のケア等の研修、児童生徒の安全確保等の実践的な訓練を実施し、来月から活動できるよう準備を進めております。

今後の大規模災害時には、研修で習得した知識を活かし、被災自治体等からの要請に応じて、学校再開に向けた準備や、児童生徒等への心のケア、給食再開に向けた準備など、被災地のニーズに合わせた様々な支援を積極的に行ってまいりたいと考えてございます。

２件目は、令和８年度香川県学習状況調査の結果についてであります。

令和８年度からは教科調査を取りやめて、調査対象学年を、小学校第３学年から中学校第３学年までに拡大して実施いたしました。この児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果について、ご報告したものでございます。

３件目は、令和９年度 香川県公立高等学校入学者選抜の実施細目についてであります。

令和９年度に公立高等学校に入学する生徒にかかる入学者選抜の実施細目について、ご報告いたしました。

今年度から、自己申告書が提出できるようになること、自己推薦選抜と一般選抜においては、インターネット出願システムから、入学願書とともに、電子化された調査書や出願関係書類の提出ができるようになることなどが変更点となってございます。

４件目は、令和９年度 香川県立特別支援学校入学者選考要綱についてであります。

令和９年４月に県立特別支援学校の高等部、高等部専攻科及び幼稚部に入学する生徒等にかかる入学者選考要綱についてご説明いたしました。

５件目は、令和８年度スーパーアスリート育成事業指定選手（追加選手）について、ご報告したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会）
　それではご質問等ございましたら、お願いいたします。
　なお、ご質問の際には、始めに社名とお名前をお願いいたします。

記者）
　高松北中学校の元ＡＬＴのわいせつ事件について、検証の進捗状況で、学校現場の聞き取り以外に行っていることはありますでしょうか。当時の校長先生への聞き取りは終わりましたでしょうか。

教育長）
　昨年度と今年度の校長、副校長には聞き取る予定でございますが、まだこれは終わっていないという状況でございます。
　聞き取り以外では、一連の流れを改めて整理して、これは検証ですから共有しなければいけないと思っていまして。今、高校教育課内部でそういった作成作業を進めていると聞いております。

記者）
　聞き取りはどの程度終わっているんでしょうか。

教委担当課）
　当時おられた学校の先生と、派遣業者が当時聞き取りをしておりますので、その聞き取りをした派遣業者からの聞き取り。そして、先ほど教育長から申し上げました、現在の管理職の先生と、昨年度までの管理職の先生については、これから聞き取りを行うことにしております。それを踏まえて、一連の経緯を整理して、「ここのところは、こういうふうにあるべきだったのではないか」であるとか、「ここは適切に対応したのではないか」というところも整理していくところです。

記者）
　昨年度の管理職の聞き取りは終わっていないんですか。

教委担当課）
　そうですね。

記者）
　10 月 19 日に、高松地裁であった元ＡＬＴの初公判の冒頭陳述で、検察は、昨年 11 月に生徒が被害を申し出た際に、教諭が取り合わなかったこと。今年３月に、保護者が学校に問い合わせると、被害を申し出た生徒に個別に対応しているということだったので、「多感な

時期の子どもが自ら申告できるとは限らない」として、アンケートの実施を求めました。翌日、アンケートをすると、複数の生徒が被害を記載したこと。別の保護者は、被害届について、学校の言い分から個別に被害届を出してはいけないと考え待機していたが、結局、学校から連絡はなく、学校に確認すると、「各自の判断で被害届を出すように」と言われたこと。これら、学校、県教委の対応が後手後手で不適切だと指摘する内容が法廷で明らかにされました。この点はどう受け止めていますでしょうか。

教育長）
　それは、検察側の法廷での主張ということでしょうか。その点は、もう刑事裁判になってございますので、個別具体のことを私からいろんな発言をするのは、やはり不適切ではないかなと思ってございますので。
　裁判については、しっかりと内容は確認というか、（担当課に）聞きに行っていただこうと思っていますけれども、裁判上のお互いの主張について、私のほうから何かコメントを差し上げるというのは控えたほうがいいのかなと思っています。

記者）
　県教委と検察が争っている事案ではなくて、こういう事案で、検察も一定の証拠があるとした上で、こういう発言をされていると思うんですが、それでもお考えは変わらない。

教育長）
　これは刑事裁判ですから、被告人と訴追側との、裁判官の前での当事者対等での訴訟が継続されるんだと思っていますので。公人の私のほうから主観的な発想とか受け止めとかを言うのは、適当じゃないのかなと思っています。

記者）
　被告人に対しての罪の重さとかとは全く別の意見ですけれど、そうお考えですか。

教育長）
　全体として訴訟の中で主張されていることなので、なかなか難しいかなと思います。

記者）
　先ほどの指摘というのは、先ほどもおっしゃった刑事裁判の対象となった生徒２人の公判においての検察の指摘です。
　学校全体を見ると、別の学年では、昨年末にすでに被害申告があり、アンケートを実施したという経緯があった中で、裁判になっている学年では、去年 11 月の被害申告が忘れ去られ、保護者に言われるまで、わいせつ事案に絞ったアンケートが行われなかったという経緯です。
　結局、被害届が出されたのは、被害の発生から半年が経過しています。事実の究明に致命

的にもなりかねない空白期間を作った責任が、県教委や学校にあるとお考えでしょうか。

教育長）
　今、検証作業中ではありますけれども、昨年11月、今年1月、２月、３月と、いろんな聞き取りをしたという記憶であります。
　前にもお話しましたが、３月の段階で、一定の相談みたいなことを（警察に）する必要があったかなと振り返ってみれば思いますが、その当時の状況として（保護者からも）様々な意見がございましたので、個別に対応をすることになったと記憶しています。
　その時間軸の経過そのものが、何かその事実の解明について我々の責任であるかないかというのを、私がこの場でお答えするのはなかなか難しいかなと。責任があるんじゃないかという問いについては、考えていなかったというのもありまして。

記者）
　責任があるという問いについては考えていなかった。

教育長）
　そういうことを検討するというか、考えたことがなかったものですから。どうお答えしていいのか、今すぐには（難しい）。

記者）
　先ほどの検証結果なんですが、結果がまとまる時期の目処はついたでしょうか。

教育長）
　できるだけ早くと思っていますが、いろんな聞き取りの方法があろうかと思いますし、慎重に聞き取りをしなければならないと思ってございますので。できるだけ急ごうとは思っていますけれども。

記者）
　年内だとか、年度内とか。

教育長）
　具体的なことを申し上げられるような報告を、私はまだ受けておりませんので。

記者）
　検証結果がまとまりましたら公表される予定はありますか。

教育長）
　そのつもりでおります。

記者）
　元ＡＬＴの件に関して、検察側の冒頭陳述で、11 月 10 日に被害者が学校の先生に言ったけれど取り合わなかったというようなことを検察側は言っているんですが、それについては、教育長としては把握している事実と間違いはないでしょうか。

教育長）
　取り合わなかったというようなことはないと思うんですけれども。取り合わなかったという言葉だけを取ると、全く無視したっていうような感じなのかもしれませんが、そこのニュアンスが受け止める人にとって違うので。「取り合わなかったというのは事実と受け止められておられますか」と問われると、「そんなことはないんじゃないか」というお答えにしかならないかなと思います。

記者）
　生徒から相談を受けた先生が、上司に報告を上げたとか、そういうような対応（の記録）が残っていたからということですか。

教育長）
　（生徒が先生に）どういう状況でお話をしたのか、それに対してどういう反応をしたのかという事実関係について、私が実際にその場にいたわけでもなく、「こういうことだよね」という認識を共有したというわけでもないので、なかなかお答えしづらいかなと思います。

記者）
　今のところ認識としては、最初に相談があっても取り合わなかったという言葉で表現されるものとは違う認識をしているんですか。

教育長）
　少し違うのではないかなと思ってございますかね。いずれにしても、裁判の行方をしっかりと注視していき、先ほどもお答え申し上げましたが、検証作業というものをしておるところでございますので。これらを踏まえて、今後のことも含め、適切に対応したいということであります。

記者）
　検証作業と並行しながら、「このとき、こうすべきだった」といった指導みたいなものもされているんですか。

教育長）
　指導というのは。

記者）
　「このときは、もっとこうしたほうが良かったんじゃないか」っていう。今、学校に生徒がいる中でのことだと思うので。

教育長）
　３月の段階で（元ＡＬＴに）来てもらわなくなった時に、一対一の個室でのヒアリングとか、テストとか、密室空間をあまり作らないようにとか、そんな話は教科の先生方の集まりとかでしっかりと周知していただいていると思う。

記者）
　教科以外に、全体として、生徒からこういう被害の相談があった時に、どういうふうに取り扱いましょうみたいな、そういう周知とかはされたんですか。

教育長）
　そのことに絞って、改めてはしていないですね。

記者）
　そのあたりは今後、検証で問題があるっていうことがわかったら、周知したり、指導したりっていうことは考えられますか。

教育長）
　毎年、綱紀粛正とか服務の徹底という中で、お話ししていますから。あとは、今回の場合は指導の仕方ですね。外部の講師の話ですから。指導の仕方とか、あるいは、受け止めの仕方とか、そういったことをちょっと細かくお話する。あるいは、研修の中に取り入れるとか、そういったことは考えていかなければならないのかもしれないと思っています。

記者）
　話をするというのは、春頃に、そういう機会が設けられるんでしょうか。

教育長）
　定期的にやっているものもありますけれども、就任以降、いろんなことがあったら、その都度その都度、タイミングも見ながら周知はしておりますので。

記者）
　例年、綱紀粛正の話はしているけれど、生徒から相談があった時にどういうふうな対応を取りましょうっていう周知に関しては、今回の件から発生したことについて、そういう周知をしたっていう事実はまだないですか。

教育長）
　まだ全体としてやってはいないですね。

記者）
　必要があれば、定期的な会議の中で話すと。

教育長）
　定期的な会議とまでは限らないですね。臨時的にやるかもしれませんし。

記者）
　それは検証が終わってから判断されるんですか。

教育長）
　終わってからなのか、今後いろんなことを紐解く中で、このタイミングというのがあるのであればその時なのか。それはいろいろと考えたいと思っています。

記者）
　内部検証で、学校現場だとか派遣元以外からの聞き取りの予定っていうのはありますか。

教育長）
　どこまで広げたらいいのかっていうのがよくわからなくて。ちょっとそこは、まだ十分に検討したことがないですね。

記者）
　先ほどの検察の意見もそうなんですけれど、他の第三者の目を入れるという考えは。

教育長）
　いろんなことで専門の方のご意見とか、そういうのは聞くべきではないかなと、私は思っています。

記者）
　それはどういう立場の方ですか。

教育長）
　例えば弁護士とか。

記者）
　それは今回の件に絡んでいない弁護士ですか。

教育長）
　今回の件に絡んだ人に聞いても、あまり意味がないのかなと。

記者）
　そういう視点で見てもらった内容も検証に入れると。

教育長）
　はい。

記者）
　公立高校の入学定員の関係ですが、各学校の定員を見たところ、減少しているところはあって。今回、増加している学校はないということでよろしいですか。

教育長）
　そうですね。

記者）
　（減少しているのは）坂出高校、丸亀城西高校、琴平高校と観音寺第一高校なんですけれど。中讃、西讃の一部の（学校で）減少がありますけれども、これはここら辺の生徒の減少に合わせるということなんでしょうか。

教育長）
　そうですね。

記者）
　高松のあたりは、今回は前回と同じということですか。

教育長）
　高松全体としては、中学３年生は事実として卒業者は増えているが、全日制の志願率が低下しているとかそういう状況の中で、現状維持という定員を設定させていただいているということでございます。

記者）
　志願率については、前年度の入学試験の時、過去最低でしたけれども、低下している要因としてはどういったことを考えられているんですか。

教育長）
　無償化の関係とか、そういうことがあるのかなとは思っていますが、その定量的な因果関係というところまでは分析しきれないと思うので。ただ、そういう定性的な影響はあるのかなと思っています。

記者）
　公立に出願せずに私立に。

教育長）
　全日制志願者に占める県内公立高校全日制志願率が落ちてきていることから、私立の専願率が高くなっていると推測できるのではないかと思います。

記者）
　新しく導入される自己申告書なんですけれども、これは生徒が作成するんですか。

教育長）
　そうです。基本は、生徒と保護者が欠席の理由とかについて、特に志願する学校に申し出たいことを書いていただく、そういう内容でございます。

記者）
　ここにあるとおり、それが理由で合否に影響が出るのではないかという不安ですね。そういうところを、事情をまずは知ってもらってと。

教育長）
　そういう不安を払拭していただけたらと思います。そういう状況だけで合否が決まるわけでもないんですけれども、そういう不安があるというのは、確かにずっと承っておりますので、それに対する対応でございまして。香川県以外の中四国の県はほぼ導入していますので。

記者）
　これは電子化されているということなんですか。

教育長）
　自分で厳封して学校経由で提出するので、紙ですね。

記者）
　普段の出願の時に付け加えるということですか。

教育長）
　おっしゃる通りです。

記者）
　これを受け取った学校側は、どういうふうに扱うのでしょうか。

教育長）
　調査書の中にいろいろなものがありますが、それ以外にこういう意見を本人からいただいたという事実として把握するということであります。

記者）
　これも勘案して総合的に最終決定をするということですか。

教育長）
　学校での生活の様子とか、そういうものはいろいろな判断の一つの要素になるのかなと思っています。

記者）
　自己申告書は、他の都道府県とかでも導入されているものなんですか。

教育長）
　中四国は香川県のみが入ってないということですね。

記者）
　中四国の他のところは、もう高校入学者の選抜の時に使われているということですか。

教育長）
　そうです。

記者）
　今回の導入について、保護者とか学校のほうから要望があったりということは影響したんですか。

教育長）
　要望とかも確かにありましたので、遅ればせながらなのかもしれませんが、いろいろな検討もしながら。文部科学省の通知にもそういった文言もありますし、そういうものを踏まえてということですね。

記者）
　学校の制服について、さぬき市立の中学校と高松市の東部の中学校で、一部、共通の制服にする動きがあったりするんですけれど。中学校に限らず、高校とかで、そういった共通制服の広がりについて何か把握されていることはありますか。

教育長）
　中学は今そういう動きは聞いたことがありますけれども、高校についてはそういう話をされたこともないので、ちょっと今の段階では何とも申し上げられないですが、そもそもの目的とかをしっかりと聞き取る必要があるかなと思っています。

記者）
　自己申告書の内容は、中学校の先生は把握された上で（提出する）。

教育長）
　全く（把握）しないです。

記者）
　自己申告なのでということですか。

教育長）
　そうです。まさに自己申告です。

記者）
　どんな内容が書かれているのかというのは、当事者と受け手側の高校のみということですか。

教育長）
　おっしゃる通りです。

記者）
　これはもう他の県でも同様の扱いということですよね。

教育長）
　はい。

記者）
　「Ｄ－ＥＳＴかがわ」のチーム総数は 15 人ということですけれども、教職員と事務局職

員の内訳はどうなっていますか。

教育長）
　教育委員会事務局職員が 12 名、県立学校教員が 2 名、町立学校の事務職員が 1 名です。事務局職員の 12 名ですけれども、そのうち、教師で事務局に来られている方が６人で、一般行政職員は４名、学校事務が２名という内訳になってございます。

記者）
　今年の確か４月の時点で、全国の都道府県で（同様の体制を構築しているところが）大体 13 県ぐらいだったと記憶しているんですけれども、中四国では香川県が初めてになりますか。

教育長）
　中四国では岡山県が最初。四国では香川が初めてですけれど、香川と同じように愛媛と高知が検討していて、今年度中には立ち上がる予定と聞いています。

記者）
　香川県学習状況調査の結果が出ていますけれども、児童生徒質問調査で興味深い結果が出ています。教育長の問題意識で、ここは気になる、あるいは、これは急ぎ対応したいというようなものはありますか。

教育長）
　今日も議論はしていましたが、この資料で言いますと、８ページの右の一番下、学習習慣の話。「学校の授業以外に、１日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」というこの問いですけれども、あまり多くないということがあって。これは、昨年、一昨年ぐらいからの問題意識ではありますけれども、しっかりと学習習慣を付けていくことが、知識・技能だけじゃなくて、学びに向かう力とか、問いを立てる力といった全体としての学力の向上につながるのではないかと考えてございますので、この点は結果も踏まえて、しっかりと何らかの対策を取れればいいなと思ってございます。

記者）
　読書に関してはいかがですか。

教育長）
　読書も同じですね。しっかりと読書体験という時間を、できればとっていただきたいなと思っています。
　いずれにしても、学校だけの努力でなし得るものではないと思っていますので、今後はより一層、家庭とか地域との連携を深めていく必要があるかなと思っています。

記者）

（13 ページ中段の）問 38、問 39 のところ。「自分の将来について明るい希望がありますか」ということですが、学年が進むに従って低下傾向。これは別に今に始まった話ではないかもしれませんが、これについてどうお感じになりますか。

教育長）

仕方ない部分はあるんですね。学年が進行するにつれて、現実を見ながら、そういうふうになっていくんでしょうけれども、やはり、「当てはまる」とか「どちらかといえば、当てはまる」が増えることが望ましいと思いますので。

これはどちらかというと、教育政策というよりも地域公共政策全体で、子どもたちがそういう思いを持てるような環境を作っていくことが大切なのではないかと思っています。

司会）

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長定例記者会見を終了させていただきます。